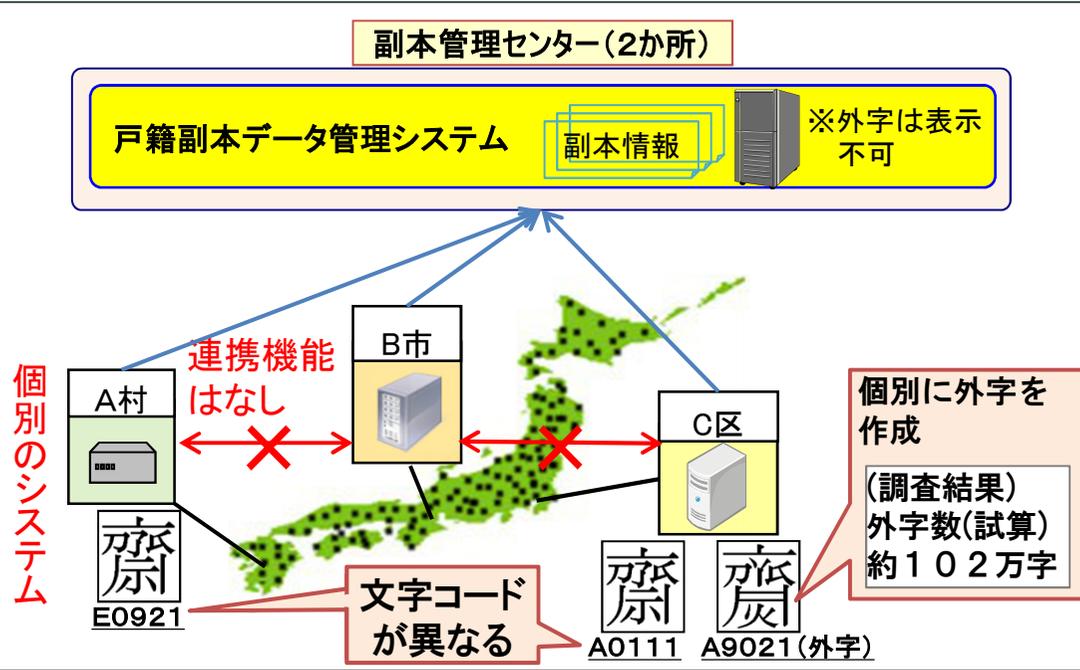


# マイナンバーによる情報連携のためのシステムについて

## 1 戸籍に関するシステムの現状

戸籍事務は、法定受託事務として市区町村長が管掌



## 2 マイナンバー導入のためのシステム

市区町村のシステムでは、市区町村間の戸籍情報が個別に独立しているため、連携するには限界

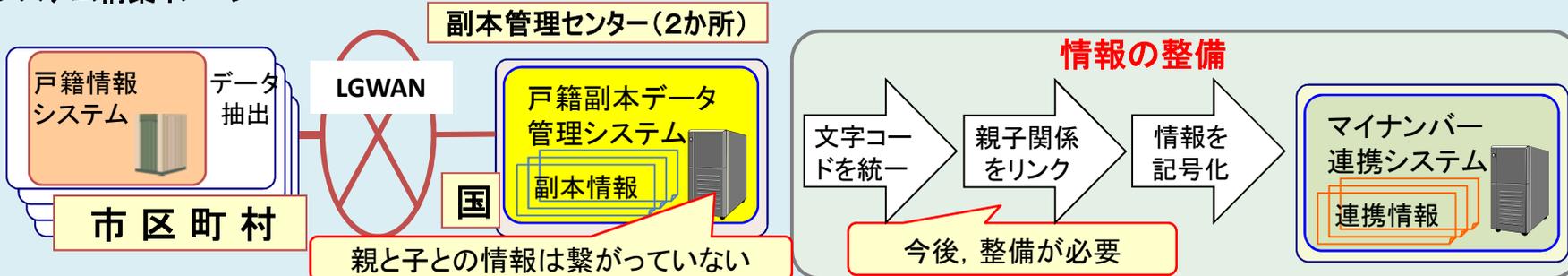
戸籍副本データ管理システムは、大規模災害時のバックアップとして、戸籍の副本情報を2か所のセンターに集約・保存

既存の戸籍副本データ管理システムを利用し、マイナンバーによる情報連携用のシステムを構築する方向で検討

※既存の市区町村のシステムや戸籍の正本は維持する。

## 3 システムの構築について

システム構築イメージ



■ 電算化以前の過去の除籍等は画像データで管理されている。

➢ 費用対効果の観点から、マイナンバーによる情報連携の対象は電算化された戸籍(画像化されたデータを除く。)とする〔戸籍システム検討ワーキンググループ提言〕 ※ 電算化以前の除籍等が必要となる手続(相続等)については、当面の間、情報連携の対象としない。